

人口	257,612人	(-29)
男	122,352人	(-21)
女	135,260人	(-8)
世帯数	113,275世帯	(+13)
面積	191.62km ²	

税の申告をお忘れなく

申告受け付けは **2月16日** ～ **3月15日**

市・県民税(住民税)などの申告時期になりました。ことしの申告期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。市・県民税は、地方自治体の財政を支える財源であり、福祉・教育・道路整備など市民生活に幅広く活用されています。税金を公正に納めていただくために、税の申告が必要な人は忘れずに早めの申告をお願いします。

市・県民税

平成24年度の市・県民税は、平成23年中の所得から算出されます。従って、昨年の途中で退職し現在所得がなくなっても、平成23年1月1日から退職するまでに受けた給与などの所得が課税対象になります。

一方、ことし就職などによって所得があっても、昨年所得がなかった人は平成24年度の市・県民税はかかりません。※平成24年1月1日現在、徳島市内に住所がない人でも、同市内に事務所・事業所や家屋敷を持っている人は、均等割を納めていただく必要があります。

申告が必要な人

平成24年1月1日現在、徳島市内に住み、平成23年中に所得のあった次のいずれかに該当する人です。

- ▼営業・農業・不動産などの所得のあった人で、所得税のかからない人
- ▼給与所得者で、給与以外に所得のあった人

▼公的年金等を受給している人で、公的年金等所得以外に所得のあった人

▼給与所得や公的年金等所得だけの人で医療費控除・雑損控除などの所得控除を受けようとする人

▼平成23年中に収入がなかったなど税の申告義務がない人でも、平成24年度の所得証明などが必要となる人、各種行政サービスの提供を受けるため市での所得確認が必要となる人

申告をしなくてもよい人

▼税務署に確定申告書を提出する人

▼給与所得や公的年金等所得だけの人で、源泉徴収票の中で受けている所得控除以外に所得控除がない人

申告書の記入

申告が必要と思われる人には、申告書を送付します。申告書は、「申告の手引」をよく読んで、納税者ご自身で記入してください(申告書は2月2日発送予定)。
※自宅に申告書が届かなかった

簡単・便利な郵送申告

市では、郵送申告も受け付けています。
【郵送申告の注意事項】▶給与・年金などの源泉徴収票がある場合は、写しを添付してください。
▶生命保険料、国民年金保険料の証明書など必要な添付書類は必ず添付してください(必要書類の添付の無い場合は所得控除が受けられません)。
▶申告書の氏名・押印欄および自宅・携帯電話の番号は必ずご記入ください。

申告に必要なもの

た人で、申告の必要な人は、市民税課(市役所2階22番窓口)または各支所にある申告書をご利用ください。

▼市・県民税申告書

▼印鑑(ゴム印を除く)

▼平成23年中の所得計算に関する帳簿・領収書・給与明細・源泉徴収票など

▼平成23年中に支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、医療費などの領収書または控除証明書など

平成24年度市・県民税の変更点

【扶養控除】

■扶養控除の見直し

平成24年度から、15歳までの年少扶養親族に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。また、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額は33万円になります(右参照)。

なお、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されても、年少扶養親族が障害者である場合には障害者控除を申告することができます。また、年少扶養親族を非課税要件・寡婦(夫)要件などに反映することとなりますので、市・県民税の申告をする場合は、必ず扶養親族として名前などを記入してください。

■同居の特別障害者控除の変更

扶養親族が同居の特別障害者である場合、扶養控除の額に23万円を加算する仕組みでしたが、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されるに伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する仕組みに変わります。

【寄附金控除】

■寄附金税額控除の拡充(適用下限の引き下げ)

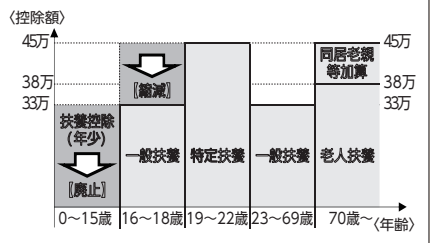
寄附金税額控除の適用下限が5,000円から2,000円に下がります(平成23年1月1日以後に寄附金として支払ったものに限りです)。

【上場株式などに係る配当所得・譲渡所得】

■平成26年まで軽減税率を継続

軽減税率の適用期限が2年間延長され、平成26年度まで据置きとなります。

○扶養控除見直しのイメージ図



申告場所

【場所】市役所2階市民税課
【期間】2月16日(木)～3月15日(土・日を除く)

【受付時間】9時～11時、13時～16時

【問い合わせ先】市民税課

☎(621)50663～50665

所得税など

平成23年分の所得税・給与税の確定申告は、3月15日(木)が申告・納付の期限です。

確定申告が必要な人

▼事業所得、不動産所得、土地や建物の売却による譲渡所得などがある人で、平成23年中の所得の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除な

どの所得控除の合計額を超える人

▼給与所得者で①給与の収入金額が2千万円を超える場合
②給与の支払いを1力所から受けている人で給与所得および退職所得以外の所得金額(地代・家賃・原稿料など)の合計額が20万円を超える場合など

公的年金等を

受給されている人へ

平成23年分の確定申告から「公的年金等の収入合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」の場合、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。

申告相談会場

【会場】アスティとくしま(山城町東浜傍1) 3階第2特別会議室

【期間】3月15日(木)まで(土・日・祝日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は実施)

【受付時間】9時～16時

※アスティとくしまの駐車場は、有料(1日200円)となりますので、ご協力をお願いします。また、この期間、徳島税務署庁舎内では、申告相談会場を設けていません。

【問い合わせ先】徳島税務署

☎(622)4131

とくしま動物園ピクニック広場休憩所 ネーミングライツのパートナー企業を募集

とくしま動物園では、来園者サービスの維持・向上に充てる財源の確保のため、「ネーミングライツ（施設命名権）」を導入しています。

平成24年4月から3年間、これに賛同・出資していただけるパートナー企業を募集します。

【募集施設】とくしま動物園ピクニック広場休憩所

【ネーミングライツの内容】募集施設に企業名または商品（ブランド名）の愛称を付けることができます。

【愛称使用期間】平成24年4月1日

【希望金額】3年間で100万円以上（消費税込み）

【愛称掲示に伴う費用負担】新設サインの設置および期間終了後の原状回復などに要する費用は、パートナー企業に別途負担していただきます。また、工事については、同園と協議の上パートナー企業が発注し、施工するものとします。

【命名権者の特典】

①パートナー企業の日として、企業の特徴を生かしたイベントを年2回無償で開催できます。

なお、開催日時や場所は、同園と協議して決定します。

②とくしま動物園の無料入園券を年に100枚贈呈します。

【選定方法】金額、名称などを総合的に判断して選定します。

【申し込み方法】とくしま動物園または市役所1階案内窓口に置いている申込書（徳島市ホームページ）からダウンロード可能）に必要事項を記入し、提出書類を添えて、直接または郵送で、2月29日（水）（必着）までに、とくしま動物園（〒771-1426 徳島市野町入道22-1）へ。

※詳しくは徳島市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】とくしま動物園

☎（636）3215

区 分	保険料	受 給 時
法定免除	・障害基礎年金の受給者になったとき ・生活保護(生活扶助)を受けているとき（生活保護を受け始めたとき、廃止になったときは、徳島市への届け出が必要）	全額免除
申 請	所得が一定額以下で、保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の全額を免除。	年金額に2分の1が反映
免 除	所得が一定額以下で、保険料の全額納付が困難な人は、申請により保険料の4分の3を免除。	月額 3,760円 年金額に8分の5が反映
	所得が一定額以下で、保険料の全額納付が困難な人は、申請により保険料の半額を免除。	月額 7,510円 年金額に4分の3が反映
	所得が一定額以下で、保険料の全額納付が困難な人は、申請により保険料の4分の1を免除。	月額 11,270円 年金額に8分の7が反映

免除が承認されると、その期間は年金受給資格期間として計算され、免除を受けた期間の年金額は、全額納付したときの2分の1〜8分の7として計算（平成21年4月免除分）からします。

【若年者猶予制度】ほかの年齢層に比べて所得が少ない若年層のための保険料の猶予制度です。30歳未満の被保険者とその配偶者の所得が一定額以下の場合は、被保険者が30歳に到達する日の前月までの保険料納付が猶予されます。その期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

【免除・納付猶予の手続き】

「申請方法」年金手帳、印鑑（ゴム印は不可）などを持って、保険年金課11番窓口（市役所1階）へお越しください。平成22年4月以降の失業により申請をされる場合は、失業が確認できる雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証などが必要です。

代理申請の場合は、委任状と代理人の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）が必要（同居の親族が申請される場合は、委任状は不要）です。

【国民年金基金】

自営業やフリーランスなど、国民年金第1号被保険者として保険料を納付されている人が、安心して老後を過ごせるように、老齢基礎年金にゆとりをプラスする公的な年金制度です。掛金が全額社会保険料の控除対象になるなど、税制上の優遇措置があります。詳しくは、徳島県国民年金基金（☎0120-16514192）へ。

なお、2月2日（水）9時〜17時に、保険年金課11番窓口（市役所1階）に国民年金基金の相談コーナーを設置します。この機会にご相談ください。

【問い合わせ先】保険年金課

☎（621）5162

自転車を利用しましょう！

自転車を利用する際には、次の自転車安全利用「五則」を守り、安全利用に努めましょう。

①自転車は車道が原則、歩道は例外

ただし、標識で指定された「自転車通行可」の歩道は通行できます。できるだけ、「通行可」の歩道を通行しましょう。

②車道は左側を通行

後方から来る車に注意し、車道の左側の端に寄りましょう。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道に通行指定部分があるときに限り、歩行者がいないときには、すぐに徐行に移ることができる安全な速度で通行できます。

④安全ルールを守る

▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止▶夜間はライトを点灯▶交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

自転車を運転する13歳未満の子どもや、補助いすなどで自転車に同乗する6歳未満の子どもにヘルメットを着用させることは、保護者の義務です。

【問い合わせ先】市民生活課（☎621-5130）

▲自転車通行可の標識

徳島市市民参加基本条例に基づき 皆さんの意見を募集します

市では「徳島市市民参加基本条例」を制定し、市の基本的な制度を定める条例や計画の策定の際には、この条例に基づき「市民参加手続」を実施しています。

平成22年度に市民参加手続が実施された下表の六つの施策について、昨年12月に徳島市市民参加推進本部を開催し評価を行いました。

このたび、この評価結果について市民の皆さんのご意見を募集します。評価結果は、徳島市ホームページで公表しています。

※市民参加手続の詳細は、徳島市ホームページをご覧ください。各施策の手続き実施課までお問い合わせください。

【募集期間】3月1日（木）まで

【提出方法】徳島市ホームページ「電子申請」から

【問い合わせ先】総務課（☎621-5016）

評価対象施策	手続き実施課	電話番号
徳島駅周辺及び二軒屋駅付近まちづくり計画	まちづくり推進課	☎621-5270
徳島市教育振興基本計画	教育委員会総務課	☎621-5405
徳島市立図書館移転拡充事業計画	教育委員会社会教育課	☎621-5566
第2次徳島市環境基本計画	環境保全課	☎621-5213
男女共同参画プラン・とくしま 改訂版	女性センター	☎624-2611
「心おどる水都・とくしま」発信プラン	企画政策課	☎621-5085

INFORMATION

とくしま 掲示板

募 集

介護教室

▶沖浜デイ教室＝**日**2月15日(水)・22日(水)・29日(水)(全3回) 19:00～21:00**場** 沖浜サービスセンター(ふれあい健康館1階 沖浜東2)▶加茂名デイ教室＝**日**2月17日(金)・24日(金)・3月2日(金)(全3回) 19:00～21:00**場** 加茂名サービスセンター(庄町5)**内**▶「介護者のための肩こり、腰痛対策」▶「介護技術(歩行介助、車いす介助など)と認知症予防」▶「介護予防～元気で長生き～」**対**市民**員**各20人(先着)**準**動きやすい服装、筆記用具**申**市社会福祉協議会(☎625-4356)

けんこう食卓くらぶ



日2月16日(木)10:00～13:00**場** 保健センター調理実習室(ふれあい健康館2階 沖浜東2)**内**食育の啓発を実践する食育メイトが講師となり、「もっと食べよう野菜料理」をテーマに、健康レシピの紹介や調理実習を行います。**対**市内在住の小中学生の保護者**員**20人(先着)**¥**500円**準**エプロン、三角巾、マスク、布巾**申**同センター(☎656-0534)

ペットの足形ガラス製記念品の制作

日2月19日(日)10:00～16:00

内…内容 **日**…日時 **員**…定員 **準**…準備物 **場**…場所 **対**…対象者 **¥**…費用(表記なしは無料) **申**…申し込み方法 **問**…問い合わせ先 **☎**…電話番号 / **FAX**…ファクス / HP…ホームページ / **✉**…メールアドレス / ★電子申請可…市ホームページ「電子申請」から申し込み可



場 徳島ガラススタジオ(勝占町中須)**内** サンドキャスト技法で犬や猫の足形のガラス製記念品を制作します。**員**20人(先着)**¥**足形のサイズごとに2,000～3,000円**申**同スタジオ(☎669-1195)

男女共同参画市民講座

日2月20日(月)13:30～15:00**場** ホテル千秋閣7階(幸町3)**内**「働き方見直し大作戦～仕事・家庭・地域の両立のコツとは?～」をテーマに渥美由喜さん(内閣府男女共同参画会議専門委員)が講演を行います。**員**150人(抽選)※託児(1歳～小学校就学前)の希望者は申込時にご連絡ください。**申**2月13日(月)までに電話またはファクス、メールで(名前/住所/電話番号)を女性センター(☎624-2611 **FAX**624-2612 **✉**jyosei_center@city.tokushima.lg.jp)へ

くらしの講座

日2月20日(月)13:30～15:00**場** 内町公民館会議室(アミコビル5階)**内**「賢い遺言書の作り方教えます」をテーマに栗坂満さん(徳島公証役場公証人)が講演を行います。**対**市民**員**40人(先着)**申**消費生活センター(☎625-2326)

中国人観光客接客コミュニケーション研修

日2月23日(木)①9:30～11:30 ②13:00～15:00**場** ホテル千秋閣6階**内**中国語の講義や中国人観光客をもてなすための接客実習など。**対**市民**員**各30人(先着)**申**電話またはファクスで(希望時間/名前/住所/電話番号)を観光課(☎621-5232 **FAX**621-5457)へ

赤ちゃんガラス製記念品制作

日2月26日(日)9:00～12:00/13:30～16:30**場** 徳島ガラススタジオ**内** 赤ちゃんの足形や手形のガラス製品を制作します。**対**足形3カ月児/手形1歳児～**員**各10人(先着)**¥**1個4,000～5,000円**申**同スタジオ(☎669-1195)

リフォーム講習会

日2月27日(月)13:30～15:00**場** 内町公民館会議室**内**古い木綿布で草履を作ります。**対**市民**員**20人(抽選)**準**木綿地(浴衣、シャツ、シーツなど)、裁縫道具(はさみ・さし・針)、千枚通し、洗濯込み5個**申**往復はがきに(講習名/住所/名前/電話番号/返信宛名)を書いて、2月17日(金)(当日消印有効)までに、消費生活センター(〒770-0834 元町1-24 ☎625-2326)へ

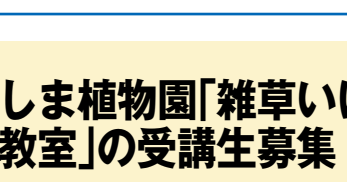
市立保育所短時間勤務保育士

4月1日から市立保育所で、午前または午後に短時間(1日3時間)の勤務をする保育士を若干名募集します。応募資格は、保育士登録をしている人、または3月31日までに登録見込みの人です。**申**2月14日(火)までに履歴書を直接または郵送で、保育課(〒770-8571 幸町2-5 市役所南館2階 ☎621-5195)へ

催 し

徳島城射初め演武

日2月11日(祝) 10:00～※雨天時は12日**場** 旧徳島城表御殿庭園**内** 徳島射初め保存会(浦上)



同門会有志)の皆さんが演武します。※同日13:00から、新成人(弓道経験者)による競技形式の「新成人記念射会」を開催します。**問** 徳島城博物館(☎656-2525)

おしらせ

徳島市長選挙立候補予定者説明会を開催します

日2月10日(金)10:00～(受け付けは9:45～)**場** 市役所13階第1研修室**内** 3月25日執行予定の市長選挙の立候補予定者説明会を開催します。届出書などを配布しますので関係者は出席してください。**問** 選挙管理委員会事務局(☎621-5373)

都市計画審議会を開催します

日2月15日(水)14:00～**場** 市役所南館4階第2委員会室**内** 議題は「徳島東部都市計画区域マスタープランなどの変更について」**員**10人

傍聴の申し込み方法など詳しくは、市HPをご覧ください。**問** 都市政策課(☎621-5265)

物品納入業者の登録申請の追加受け付けを行います

市が4月1日～平成25年9月30日に発注する物品関係の指名競争入札参加資格審査申請を追加で受け付けます。要領・申請用紙は、市HPからダウンロードするか、直接管財課(市役所7階)へお越しください。**申** 所定の用紙で2月29日(水)(当日消印有効)までに、郵送または直接管財課(〒770-8571 幸町2-5 ☎621-5055)へ

農地の貸し借りの申し出を受け付けます

市では農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の申請を受け付けて

います。

利用権設定の主な特徴は▶農地法の許可が不要▶契約期間が過ぎれば離作料を支払うことなく必ず農地を返してもらえる ― などです。

対 市街化調整区域内の農地で、借り手は経営規模の拡大を志向する農家

申 貸し手・借り手の印鑑、貸借する土地の登記事項証明書を持って、2月9日(木)までに農業委員会事務局(市役所3階 ☎621-5393)へ

法務局の「休日相談所」をご利用ください

日2月12日(日)10:00～15:00**場** 徳島クレメントプラザ5階クレメントサロン(寺島本町西1)**内** 登記、供託、相続、土地の境界、隣近所のトラブルなどの無料相談を実施します(予約不要)。**問** 徳島地方法務局総務課(☎622-4318)

阿波おどり会館臨時休館

保守点検のため、2月8日(水)は臨時休館します。

また、阿波おどり会館3階の「阿波おどりミュージアム」は、映像システム更新作業のため、2月13日(月)～29日(水)ご利用いただけません。**問** 同会館(☎611-1611)

眉山ロープウェイ運行休止

施設の総点検(1年検査)のため、2月13日(月)～23日(木)運休します。**問** 眉山ロープウェイ(☎652-3617)

2月の休日窓口 (毎月第2・4日曜日)

日12日(日)・26日(日)8:30～12:00**場** 市役所1階**内** 住民票・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録、住民異動届など**問** さわやか窓口相談室(☎621-5039)

原付・軽自動車などの 廃車手続きは3月30日までに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税します。乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車などの廃車手続きをしていない人は、3月30日(金)までに下表の各場所で手続きをしてください。廃棄・盗難・譲渡などにより既に所有していない場合も、手続きが必要です。

車種	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所 市民税課 ☎621-5067	・名義人の印鑑 ・ナンバープレート ・登録受付書
軽四輪車など [軽二輪(126～250cc)を含む]	県軽自動車協会 ☎641-2010	詳しくは左記まで
250ccを超える 二輪車	四国運輸局 徳島運輸支局 ☎050-5540-2074	詳しくは左記まで

【問い合わせ先】市民税課(☎621-5067)

とくしま植物園「雑草いけばな教室」の受講生募集

【とき】2月26日(日)10:00～12:00
【ところ】とくしま植物園緑の相談所

【内容】季節の草花を使って、「いよかんおひなさま」を作ります。

【対象】市内在住・在勤・在学の人

【定員】20人(抽選)

【参加費】500円

【申し込み方法】はがきに、教室名、住所、名前、電話番号を書いて、2月10日(金)(必着)までに、とくしま植物園緑の相談所(〒771-4267 渋野町入道45-1 ☎636-3131)へ。徳島市ホームページ「電子申請」からも申し込みできます。



ごみ袋の飛散防止にご協力ください

市内の一部のごみ集積場で、風に飛ばされたごみ袋が通行の妨げとなったり、車などに踏みつぶされたごみ袋の中身が散乱したりするなど、飛散したごみ袋が、生活環境に悪影響を及ぼしています。ごみ袋の飛散を防ぐために、次のことに注意してごみを出してください。

▶**空気を抜いてしばる**＝プラスチック製容器包装など、収集時に風で飛ばされやすいごみは、できるだけごみ袋の空気を抜いて出してください。

▶**袋と袋を結ぶ**＝二つ以上のごみ袋を出す場合、それぞれのごみ袋の結び口を結び合わせて出してください。

▶**朝8:30直前に出す**＝できるだけ決められた収集日の朝、8:30直前に決められた場所に出してください。

▶**ネットをかぶせる**＝ごみ袋にネット(ホームセンターなどで販売)をかぶせると、風で飛ばされにくく、飛散を防ぐことができます。

【問い合わせ先】市民環境政策課(☎621-5202)

